

藤枝内水面漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は藤枝内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第18号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で手釣、竿釣の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁料を納付して承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内で手釣、竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
こい	4月1日より10月31日まで
ふな	4月1日より10月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種についてイ欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
こい	20cm以下
ふな	10cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小・中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

1 手釣、竿釣による場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
こい、ふな	手釣、竿釣	1日400円、1年3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁する漁場においても、漁場監視員に納付することができる。



イ 組合の事務所

五所川原市金木町藤枝三春 929-1

ロ 組合の指定した発行所

組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与したり譲渡してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます（蔦沼のみ） うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、 こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東4丁目1番15号

青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第2項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を持参しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して遵守すべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規定の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視

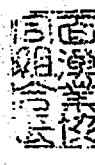


員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。





様式第1号

(表)

(裏)

No. _____	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所 氏名 (年令)
承認期間	
魚種	
漁具、漁法	
遊漁料	
発行者 藤枝内水面漁業協同組合 (印)	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none">1. 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。3. 遊漁者は、遊漁監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。4. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。5. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。6. この遊漁承認証は、再交付しない。7. 挿印なきものは無効とする。	

様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類		
	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(底層のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユを除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(券種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖 大庭子川放流河川、尾瀬川上流三戸漁協管内及び平川平野付近の沿岸部を除く。また、県内水面漁業規則で各自治体の遊漁区域で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
道具・方法	手釣 竿釣	

- ・共通遊漁承認券は、漁獲主協り大会等の特例ないべく原則適用できません。
- ・共通遊漁承認券は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは、**遊漁手帳**をお読み下さい。

শ্রী
গুৱাহাটী
পত্ৰিকা

様式第3号

(表)

(裏)

<p>No. _____</p> <p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は、漁場監視員であることを証明する</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"><tr><td>氏名</td><td>(年令)</td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr></table> <p>有効期間</p> <p>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>発行者</p> <p>藤枝内水面漁業協同組合 ㊞</p>	氏名	(年令)	住所		<p>注意事項</p> <p>1. 遊場監視員は、この規則の遵守に 関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2. 漁場監視員は、漁場監視員証を携 帯し、かつ、漁場監視員であること を表示する腕章をつけるものとする。</p>
氏名	(年令)				
住所					